

【国際的に加速する規制の波に備える】

「ダークパターン」と競争法の現在地

～CPRC ディスカッションペーパーに基づく

ダークパターン規律の行方と事業への影響分析～

— 講 師 —

株式会社情報通信総合研究所 ビジネス・法制度研究部 研究員 成富 守登 氏

日 時 2026 年 1 月 1 6 日 (金) 午後 4 時～ 5 時 3 0 分
受講方法 ライブ配信／アーカイブ配信 (2 週間、何度でもご視聴可)

〔重点講義内容〕

デジタル取引の進展に伴い、国際的なレベルで「ダークパターン」が問題視されています。「ダークパターン」とは、ユーザーが騙されてしまうあるいは意図しない不利益な選択を迫られるようなインターフェースを指しますが、その定義や射程範囲について多様な理解が示されています。他方で、そのようなインターフェースを用いて商品やサービスを提供することについては、消費者に不利益をもたらしまうというのはもちろんのこと、事業者間の競争に悪影響を及ぼす場合があると考えられてきました。

近年では、国際的にも関連のレポート公表されたり、規制が設けられたりしているところ、公取委・競争政策研究センター(CPRC)も「ダークパターンを巡る競争政策及び独占禁止法上の論点」と称するディスカッションペーパーを公表するなど、一定の論点整理を行っています。

「ダークパターン」は業種を問わず問題となると考えられるところ、オンライン上の取引を行う事業者にとっては、自社のインターフェースが「ダークパターン」に該当しないかを確認することや独禁法に抵触するようなことはないかを整理することは重要な課題であると考えられます。

本講演では、上記ディスカッションペーパーをベースとした議論整理を行うことで、「ダークパターン」と競争法の関係の現在地を確認し、今後事業者の皆さまが何に気を付けべきかを整理・検討していきます。

1. はじめに
2. ダークパターンについて
3. ダークパターンに対する規律とその動向
4. 競争政策及び独占禁止法上の論点
5. おわりに
6. 質疑応答

PROFILE 成富 守登(なりとみ しゅうと)氏

同志社大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了。博士(法学)。2023 年 10 月より現職。研究員業務の傍ら、現在も複数の大学において教鞭をとっている。

